

第118号

お茶の水女子大学学报

昭和62年9月1日
お茶の水女子大学庶務課

目次

関係法令..... 1

人事..... 1

学事..... 2

昭和63年度入学者選抜要項(抄)..... 2

昭和63年度お茶の水女子大学大学院
理学研究科修士課程学生募集要項..... 6

昭和63年度お茶の水女子大学大学院
理学研究科(修士課程)各専攻課程の研究概要..... 7

昭和62年度お茶の水女子大学
公開講座募集要項(抄)..... 8

昭和62年度科学研究費補助金配分決定一覧..... 9

諸報..... 11

海外渡航..... 11

研修..... 11

給与等に関する勧告について..... 12

海外渡航事務の取扱いの改正について..... 25

物品の定期検査について..... 25

昭和62年度職員福利厚生事業について..... 25

職員の住所等変更..... 26

日誌..... 26

関係法令

【省令】

○国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令(文部省令第23号、6月26日官報)

人事

○人事異動

発令年月日	氏名	異動内容	異動区分	異動前の所属・官職
62. 7. 1	片山守道	教諭(附属小学校)	採用	
62. 7. 31	横山宏	辞職承認	辞職	会計課
62. 8. 1	田邊ますみ	職務復帰	復職	養護教諭(附属高等学校)
"	柳澤千恵子	任期満了(62. 7. 31)	臨時的任用	養護教諭(附属高等学校)
62. 8. 16	太田隆夫	助教授(理学部)	昇任	九州大学理学部助手

○非常勤講師

発令年月日	氏名	異動内容	期間	本務
62. 7. 1	大津 由紀雄	講師(文教育学部)	62. 7. 1 - 63. 3. 31	慶應義塾大学助教授
"	安岡 弘志	講師(理学部)	62. 7. 1 - 62. 9. 30	東京大学教授
"	北原 和夫	"	"	東京工業大学助教授
"	穂積 本男	"	"	埼玉県立がんセンター 研究所化学療法部長
"	今井 光映	講師(家政学部)	"	金城学院大学学長

○非常勤職員

発令年月日	氏名	異動内容	期間	備考
62. 6. 30	小林 睦子	辞職承認		附属図書館
62. 7. 1	宮川 淑美	事務補佐員(附属図書館)	62. 7. 1 - 63. 3. 31	
62. 7. 14	高橋 章子	辞職承認		附属図書館
62. 7. 23	佐久間 千栄子	"		大学院人間文化研究科
62. 8. 14	川島 史子	"		国文学科

学 事

○昭和63年度入学者選抜要項(抄)

1. 入学定員

文教育学部	哲学科	史学科	地理学科	国文学科	外国文学科			教育学科		舞踊教育学科		計
					中国文学 中国語学	英文学 英語学	仏文学 仏語学	教育学	心理学	舞踊 教育学	音楽 教育学	
	24	23	22	35	12	37	8	23	17	18	13	232
理学部	数学科		物理学科		化学科			生物学科		計		
	25		25		25			27		102		
家政学部	児童学科		食物学科		被服学科			家庭経営学科		計		
	40		37		36			33		146		

2. 入学試験（第2次学力検査）

(1) 出願手続きその他

① 文教育学部及び家政学部の入学志願者は、同一学部内に限り第二志望まで出願できる。

理学部は第二志望を認めない。

② 出願手続き、第2次学力検査等の細目については、昭和62年11月中旬に発表予定の昭和63年度お茶の水女子大学学生募集要項（細目）を参照すること。

(2) 受験資格

昭和63年度国公立大学共通1次学力試験の全教科を受験した女子

(3) 共通第1次学力試験で受験を要する教科等

学部等名	受験を要する教科名等	受験を要する教科名	受験を要する教科数
文教育学部		国語、社会、 数学、理科 及び外国語	5教科
理学部			
家政学部			

(4) 第2次学力検査期日

3月5日（土）から（詳細については、学生募集要項（細目）に明示する）

(5) 学力検査

志願する学部・学科	学 力 検 査 科 目	備 考	
文教育学部	国語Ⅰ・Ⅱ、古典 外国語（英語Ⅰ・Ⅱ・ⅡB、ドイツ語、フランス語から1か国語選択）	舞踊教育学科（舞踊教育学、音楽教育学）の志望者にはほかに実技検査を行う。	
理学部	数学科	数学Ⅰ、代数・幾何、基礎解析、微分・積分、確率・統計* ○物理、○化学、○生物 ○印の科目のうち1科目を選択	
	物理学科	数学Ⅰ、代数・幾何、基礎解析、微分・積分、確率・統計*、物理	
	化学科	数学Ⅰ、代数・幾何、基礎解析、確率・統計*、化学 ○物理、○生物 ○印の科目のうち1科目を選択	
	生物学科	数学Ⅰ、代数・幾何、基礎解析、確率・統計*、生物 ○物理、○化学 ○印の科目のうち1科目を選択	
☆ 家政学部	児童学科 被服学科 家庭経営学 科 A	国語Ⅰ・Ⅱ、古典 外国語（英語Ⅰ・Ⅱ・ⅡB、ドイツ語、フランス語から1か国語選択）	児童学科の志望者にはほかに
	児童学科 食物学科 被服学科 家庭経営学 科 B	数学Ⅰ、代数・幾何、基礎解析、確率・統計* 外国語（英語Ⅰ・Ⅱ・ⅡB、ドイツ語、フランス語から1か国語選択）	小論文を課す。

* 数学については高等学校学習指導要領中、確率・統計の「内容」（35、36頁）のうち「(1)資料の整理」、「(4)確率分布」及び「(5)統計的な推測」を除く。

☆ 児童学科、被服学科及び家庭経営学科志望者は、A・Bいずれで受験してもよい。食物学科はBで受験のこと。

(6) 実技検査

○ 舞踊教育学志望者(第一志望、第二志望とも)

に次の2種の検査を行う。

① ダンス(全員に課する)……………与えられた基礎運動及び創作

なお、希望者はこのほかに各種舞踊を加えてもよい。

② スポーツ(次のうち、1種目を選択)

ア. 陸上競技(短距離走及び走幅跳)

イ. 器械運動(平均台運動及びマット運動)

ウ. 新体操(手具運動)

エ. バレーボール

オ. バスケットボール

カ. 硬式テニス又は軟式テニス

キ. 卓球

ク. バドミントン

○ 音楽教育学志望者(第一志望、第二志望とも)

に次の検査を行う。

① ソルフェージュ

ア. 聴音: 1~4声部

イ. 新曲視唱

② 声楽

下記の(i)、(ii)、(iii)のいずれか一つを選び、暗譜で演奏すること。

(i) イタリア古典歌曲(原語)1曲を自由選択

(ii) イタリア古典歌曲(原語)1曲[(i)に同じ]、及び日本歌曲1曲をそれぞれ自由選択

(iii) イタリア古典歌曲(原語)1曲[(i)に同じ]、及びアリア(原語・原調)1曲を自由選択

なお、声楽は伴奏用楽譜を必要とするので、受験者は必ず楽譜(複写譜も可)に氏名を明記して出願書類と一緒に送ること。

(返却しない。)

③ ピアノ

下記の(i)、(ii)、(iii)のいずれか一つを選び、暗譜で演奏すること。繰返しはしないこと。

(i) J・S・バッハ作曲の鍵盤音楽(8分以内)から、1曲を自由選択

(ii) J・S・バッハの作品1曲[(i)に同じ]、及びベートーヴェンのピアノソナタから1つの楽章を自由選択(ただし、緩徐楽章を除く)

(iii) J・S・バッハの作品1曲[(i)に同じ]、及びショパンの練習曲集(作品10、作品25)から2曲を自由選択

(7) 小論文

児童学科志望者(第一志望、第二志望とも)には小論文を課す。

与えられた課題について、所定の600字詰縦書き原稿用紙2枚以内に論述させる。

(8) 第1段階の選抜方法

各学部とも出願者多数の場合に限り第1段階選抜を行うことがある。

文教育学部……………共通第1次学力試験の各教科の得点を合計したものを受験者成績とし、得点順に入学定員の約6倍を合格者とする。

理 学 部……………原則として共通第1次学力試験の得点が総配点の6割以上であるものについて、共通第1次学力試験の外国語(200点)、数学(100点に換算)および理科(100点)の成績にもとづいて行う。各学部とも、入学定員から推薦入学合格者数を減じたものの約6倍を得点順に合格者とする。

家 政 学 部……………共通第1次学力試験の各教科の得点を合計したものを受験者成績とし、得点順に入学定員の約6倍を合格者とする。

昭和63年度入学者選抜第1次・第2次配点比率

学部名	試験の区分	教 科 等					配点合計	備 考
		国 語	社 会	数 学	理 科	外国語		
文教育 学部	共通1次試験	100点	50点	100点	50点	100点	400点	舞踊教育学科舞踊教育学・音楽教育学は実技検査を課し、総合判定の資料とする。
	第2次試験	200	-	-	-	200	400	
	計	300	50	100	50	300	800	

学部名	合否判定は、原則として共通第1次試験の得点が総配点(800点)の6割以上であるものについて、共通第1次試験の外国語(200点)、数学(100点に換算)および理科(100点)、ならびに第2次試験【下表(400点)】の成績にもとづいて行う。							備 考
	第2次試験							
理 学 部	学 科 名	数 学	数 学	物 理	化 学	生 物	計	* 数学の科目のうち、「微分・積分」を除く。 () から1科目を選択
	数 学 科	100*	200	(100)	(100)	(100)	400	
	物理学科	100*	100	200			400	
	化学科	100*		(100)	200	(100)	400	
	生物学科	100*		(100)	(100)	200	400	

学部名	学 科 名	試験の区分	教 科 等					配点合計	備 考
			国 語	社 会	数 学	理 科	外国語		
家 政 学 部	A 児 童 被 服 家庭経営	共通1次試験	100	50	100	50	100	400	児童学科のみ小論文を課し、重要な参考とする。
		第2次試験	200	-	-	-	200	400	
		計	300	50	100	50	300	800	
	B 児 食 被 服 家庭経営	共通1次試験	100	50	100	50	100	400	
		第2次試験	-	-	200	-	200	400	
		計	100	50	300	50	300	800	

3. 推薦入学

理学部数学科、物理学科及び生物学科の入学定員の一部について、高等学校長の推薦に基づき、次により入学者を選考する。

(1) 募集人員

数 学 科 7名以内

物理学科 5名以内

生物学科 7名以内

(2) 出願資格及び推薦の要件

昭和63年3月高等学校卒業見込みの女子で、真理の探究に対し強い憧憬と意欲を抱き、かつ、高等学校長が次の①又は②のいずれかに該当すると

認め、責任をもって推薦できる者。

① 調査書の学習成績の概評が㊤の者

② 志望学科に関連する科目において特に優れた能力と意欲を有する者

(3) 選考方法

出願書類の審査により第1次選考を行う。その合格者について口述試験を行い総合的に判定する。

なお、口述試験は昭和62年12月上旬に行い、選考の結果は12月中旬本人に通知する。

(4) 出願時期

昭和62年11月中旬(予定)

○昭和63年度お茶の水女子大学大学院

理学研究科修士課程学生募集要項

1. 出願資格 下記該当の女子とする。

- (1) 大学を卒業した者及び昭和63年3月卒業見込の者
- (2) 文部大臣の指定した者
- (3) 外国の大学を卒業した者
- (4) 本学の大学院において、大学を卒業した者と同以上の学力があると認められた者

2. 選抜方法

- (1) 入学者の選抜は、学力検査(筆記試験・口述試験)、調査書等を総合して決定する。
- (2) 外国人学生の選抜は、本学大学院外国人学生規程による。

3. 募集人員及び学力検査

専攻名	募集人員	試験日時	試験科目
数 学	10名	9月10日(木)	一般・基礎教育科目 <small>(微積分) 代数と幾何位相空間</small> 外国語 <small>(英・独・仏・露のうち) から2カ国語を選択</small> 専門科目(数学) 口述試験
		9:20~10:50	
		11:00~12:30	
		13:30~15:30	
		16:30~	
物理学	10名	9月10日(木)	一般・基礎教育科目(物理学) 外国語 <small>(英・独・仏・露のうち) から2カ国語を選択</small> 専門科目(物理学) 口述試験
		9:20~10:50	
		11:00~12:30	
		13:30~15:30	
		16:30~	
化 学	10名	9月10日(木)	一般・基礎教育科目 <small>(※ 化学及び「物理学」 又は「生物学」)</small> 専門科目(化学)
		10:30~12:00	
		13:00~16:00	
		9月11日(金)	
		10:00~12:00	外国語 <small>(英・独・仏・露のうち) から2カ国語を選択</small> 口述試験
		13:30~	
生物学	10名	9月10日(木)	外国語 <small>(英・独・仏・露のうち) から2カ国語を選択</small> 専門科目(生物学) 口述試験
		10:00~12:00	
		13:00~16:00	
		16:30~	

※物理学又は生物学のうち1科目を選択すること。

ただし、志望区分「化F」志望者は第1志望、第2志望を問わず「物理学」を選択すること。

4. 出願期間

昭和62年8月28日(金)から9月3日(木)まで。
郵送する場合は、必ず書留で「大学院理学研究科入学願書」と朱書すること。(9月3日消印有効)

5. 出願手続

(1) 願書受付

ア 場所 お茶の水女子大学理学部事務部
〒112 東京都文京区大塚2丁目1番1号
電話：東京(03)943-3151(大代表)

イ 時間 平日は午前9時から午後3時まで
土曜日は午前9時から11時30分まで

(2) 提出書類等

ア 志願者名票、受験票及び履歴書(本学所定の用紙)

イ 卒業(又は見込)証明書

ウ 健康診断書(本学所定の用紙)

エ 調査書(本学所定の用紙)

オ 検定料18,000円現金又は郵便為替

なお、今後20,000円に改定される予定である。

出願に際しては、検定料の額を必ず理学部事務部に照会し、確認したうえで出願すること。

カ 受験承諾書 在職者及び他の大学の大学院在籍者は、所属長の承諾書を提出すること。

(様式随意)

キ 返信用封筒 郵送の場合に限り、あて先を明記して、60円切手をはった定形郵便物用封筒を同封する。

6. 合格者の発表

- (1) 9月17日(木)正午の予定。理学部1号館内公示板に掲示するとともに、合格通知書を送付する。
- (2) 入学手続関係書類は、昭和63年3月中旬に送付する。

7. 修了の条件及び学費

- (1) 修業年限は2年以上とする。
- (2) 総計30単位以上修得すること。
- (3) 課程の修了には前2項のほか、学位論文を提出して最終試験に合格することを必要とする。
- (4) 入学科150,000円
(今後180,000円に改定される予定である。)
授業料年額300,000円

8. その他

- (1) 出願後、書類の変更や検定料の払い戻しは行わ

ない。

(2) 出願書類等の請求は、あて先を明記し、70円切手をはった定形郵便物用封筒を同封すること。

(23.5cm×12cm)

(3) 受験に関する問い合わせは、往復はがきによるか、返信用封筒(切手貼付)を同封し、必ず返信先を明記すること。

9. 第2次募集

実施の有無については合格発表の日に公示する。

10. 大学所在地案内

都営バス 大塚2丁目停留所前

地下鉄 丸の内線 茗荷谷駅から徒歩 約5分

地下鉄 有楽町線 護国寺駅(音羽口)から徒歩約5分

○昭和63年度お茶の水女子大学大学院

理学研究科(修士課程)各専攻課程の研究概要

1. 数学専攻課程

志望区分	担当教官	主な研究分野
数A (解析学)	教授 松田千鶴子 ※ 教授 沢島 侑子 教授 高村 幸男 助教授 渡辺ヒサ子 助教授 前田ミチエ	常微分方程式論 関数解析 関数解析 ポテンシャル論 関数解析
数B (代数学)	教授 小山 敏子 助教授 藤原 正彦	群論 数論、代数群
数C (幾何学)	教授 小川 洋輔 助教授 塚田 和美	微分幾何 微分幾何

※本年度は研究指導は行わない。

2. 物理学専攻課程

志望区分	担当教官	主な研究分野
物A		素粒子論
物B	教授 伊藤 敬	原子・分子の理論
物C	教授 橋爪夏樹 教授 柴田文明	統計力学 不可逆過程の理論
物D		物性理論
物E	教授 田中 翠 教授 伊藤厚子 教授 池田宏信 助教授 富永靖徳	磁性体の構造と相転移(メスバウア分光) ランダム磁性体の静的・動的構造 (メスバウア分光・磁化測定) 平衡・非平衡系の相転移(中性子散乱・磁化測定) 誘電体・生体物質の構造とダイナミクス(光散乱分光)

3. 化学専攻課程

志望区分	担当教官	主な研究分野
化A (物理化学)	助教授 大橋 裕二 助教授 今野美智子	X線解析による固相、結晶相の反応の研究 生体物質の結晶構造及び反応機構の研究
化B (無機化学)	教授 曾根 興三 ※ 助教授 福田 豊	金属錯体の溶液化学的研究 特殊な機能を持つ錯体の研究
化C (有機化学)	教授 前田 侯子 助教授 永野 肇	有機光化学反応の研究 天然物有機化学-主としてテルペン類の研究
化D (生物化学)	教授 瀬野 信子 助教授 松本 勲武	複合糖質(特にプロテオグリカン)の生化学的研究 生体物質間(特にレクチンと糖)の特異的相互作用
化E (分析化学)	教授 富田 功 助教授 藤枝 修子	分析化学的に興味のある化学反応特にイオン交換反応の研究 化学現象の計測に関する研究
化F (構造化学)	教授 細矢 治夫	分子の電子構造、化学情報の研究

※本年度は研究指導は行わない。

4. 生物学専攻課程

担当教官	主な研究分野
教授 太田次郎	粘菌類の運動と形態形成に関する研究
教授 新関滋也	高等植物の生殖生理
教授 能村堆子	細胞運動機構
教授 清水 碩	植物の老化、クロロフィルの代謝
教授 遠山 益	光合成器官の形態形成、細胞培養法の開発
助教授 石和貞男	ショウジョウバエを主とした進化・集団遺伝学
助教授 山下貴司	単子葉植物の発生と系統
助教授 馬場昭次	繊毛運動の生理学
助教授 林 正男	高等動物の生化学・細胞生物学、フィブロネクチン、ビトロネクチン、癌の転移
助教授 渡辺洋子	海綿動物を主とした発生及び系統
助教授 芦原 坦	培養細胞系を用いた植物の代謝制御機構の解析
助教授 根本心一 (臨海実験所)	棘皮動物を主とした発生機構

○昭和62年度

お茶の水女子大学公開講座募集要項(抄)

1. 講座名「光と影」
2. 講座のねらい

私どもは、いま、史上稀な豊かな時代に生きています。にもかかわらず、私どもは、何かしら黒い影につきまとわれ、ぼんやりとした不安に脅かされてはいないでしょうか。貿易摩擦、自然破壊、老いと死の問題など、私どもを不安におとし入れる材料が、次から次へと出現するように思えます。

しかし、考えてみれば、これらは、すべて経済的発展や医学の進歩など、私どもに幸せを保障してくれて

いるものの、もう一つの面です。ものごとには、「光」と「影」があること、この両面を視野に入れなければならないことを、現代は、こんな形で教えてくれるとも言えましょう。

今年度は、こうした複眼的視力を手に入れるため、「光と影」をテーマとしました。「死の影と生の光」「人格の裏表」などなど、私どもの生き方に、意味深い指針を与えてくれるのではないのでしょうか。

多くの方たちのご参加を、期待しております。

3. 日程及び学習内容

前半：午後1時30分～3時00分

後半：午後3時10分～4時40分

実施日時	学習課題	学習方法	講師名
9月19日(土) 午後1:30～4:40	「光と影」	挨拶	お茶の水女子大学長 河野重男
		講義	家政学部教授 本田和子
	ヨーロッパ中世と今日的芸術表現	〃	家政学部教授 板倉壽郎
9月26日(土) 午後1:30～4:40	人格の裏表	〃	文教育学部教授 藤永保
	近世美術における明暗効果 — tenebrismeとluminisme —	〃	文教育学部教授 坂本満
10月3日(土) 午後1:30～4:40	明・暗に応答する物質	〃	理学部教授 前田侯子
	心の光と影	〃	家政学部助教授 飯長喜一郎
10月17日(土) 午後1:30～4:40	食生活における光と影	〃	家政学部助教授 畑江敬子
	植物にとっての光と影	〃	理学部教授 清水碩
10月24日(土) 午後1:30～4:40	死の影・生の光	〃	保健管理センター所長教授 奥野剛
	写真の可能性について	〃	文教育学部助教授 富山太佳夫
10月31日(土) 午後1:30～4:40	舞踏にあらわれた「光と影」の世界	〃	文教育学部助教授 片岡康子
	王朝文学の光と影	〃	文教育学部教授 犬養廉

4. 受講資格 社会人を対象とし、学歴、資格、性別を問いません。
5. 募集人員 200名
6. 受講料 3,600円
7. 会場 お茶の水女子大学 一般教育2号館
8. 申込方法 受講申込書、領収証書・原符並びに受講料を添えて、本学公開講座担当掛にお申し込みください。(電話・郵送による申込みはご遠慮くださ

い。)

ただし、人数に制限がありますので、先着順で満員になり次第締切ります。

9. 受付期日 昭和62年8月24日(月)～昭和62年8月28日(金)10時～12時、13時～15時
10. 修了証書 全講義中4日以上出席された方に差し上げます。

○昭和62年度科学研究費補助金配分決定一覧

種 目	研究代表者 所 属 ・ 職	氏 名	決定額 (千円)	研 究 課 題
重点領域1	文教育学部 講 師	久 保 幸 夫	1,800	数値情報を用いたわが国の水害の地域性に関する研究
" 2	理 学 部 教 授	細 矢 治 夫	2,000	電導性高分子における構造修飾の機能発現機構の基礎解析
特 定 1	理 学 部 教 授	伊 藤 厚 子	2,300	磁性体中のスピンの時空相関の μ SRによる研究
"	名 誉 教 授	藤 卷 正 生	6,000	食品機能の系統的解析と展開
" 2	理 学 部 教 授	能 村 堆 子	1,000	ダイニンATPaseの分子構造
総合(A)	文教育学部 教 授	徳 丸 吉 彦	1,400	音楽記号学の基礎研究
"	文教育学部 教 授	宮 島 喬	900	地域問題と地域運動の国際比較
"	理 学 部 助 教 授	林 正 男	4,000	フィブロネクチンの病態生理と生化学;基礎と臨床からの総合的アプローチ
"	理 学 部 助 教 授	石 和 貞 男	11,700	高等動物の動く遺伝子とそれを利用した遺伝子発現・調節制御系の分子生物学的研究
"	家 政 学 部 教 授	荒 川 信 彦	5,700	現代の食環境下における食品品質特性の多面的解析
総合(B)	理 学 部 助 教 授	大 橋 裕 二	2,000	結晶場を利用した反応の解析と制御
一般(B)	文教育学部 助 教 授	田 中 真 砂 子	300	沖縄の農村における老人の位置づけとその変化
"	理 学 部 助 教 授	芦 原 坦	500	植物における解糖系の調節機構の再検討
"	理 学 部 助 教 授	山 下 貴 司	1,600	ツユクサ目植物の胚と幼根の比較発生
"	理 学 部 助 教 授	林 正 男	4,500	フィブロネクチン、ビトロネクチンの構造と細胞接着機能及び病態
一般(C)	文教育学部 助 教 授	三 上 岳 彦	200	東アジアにおける18世紀後半の乾湿分布復元とその総観気候学的考察

種 目	研究代表者 所 属 ・ 職	氏 名	決定額 (千円)	研 究 課 題
一般(C)	理 学 部 教 授	瀬 野 信 子	1,200	リソソーム酵素の活性調節因子としての糖および糖タンパク質の作用
"	理 学 部 教 授	能 村 堆 子	300	細胞分裂における分裂面の人為的誘導
"	理 学 部 助 教 授	根 本 心 一	300	ヒトデ卵成熟に関与する卵核胞内成分の解析
"	理 学 部 助 教 授	松 本 勲 武	1,200	哺乳類腎臓レクチンの構造と機能に関する基礎的研究
"	理 学 部 助 教 授	石 和 貞 男	300	キイロショウジョウバエの可動因子Pエレメントの転位を制御する分子機構に関する研究
"	理 学 部 助 教 授	渡 辺 ヒサ子	2,000	ポテンシャル論の解析学への応用
"	理 学 部 教 授	池 田 宏 信	1,800	ランダム磁場中における相転移の研究
"	理 学 部 助 教 授	馬 場 昭 次	1,800	真核生物の鞭毛におけるすべり-屈曲変換機構
"	家 政 学 部 教 授	小 林 彰 夫	1,500	茶香気に関与するモノテルペン類の生成機構
"	家 政 学 部 教 授	荒 川 信 彦	1,300	バイオリズムに及ぼす食事制限の影響
"	家 政 学 部 教 授	島 田 淳 子	600	電子レンジによる冷凍食品の解凍に関する調理科学的研究
"	家 政 学 部 助 教 授	本 間 清 一	2,100	アジア地域で生産される醤油色素の特徴に基づく醤油製造技術の伝播の考察
"	家 政 学 部 助 教 授	畑 江 敬 子	200	魚肉の調理に関する基礎的研究-魚肉のテクスチャー特性におよぼす化学的組織学的要因
奨励(A)	文 教 育 学 部 助 教 授	今 西 典 子	800	照応表現の習得に関する研究
"	文 教 育 学 部 助 教 授	安 田 次 郎	900	興福寺の院家領形成に関する研究
"	文 教 育 学 部 助 手	尾 見 敦 子	900	幼児の歌唱行動の発達-意図的学習で獲得された音楽語法の自発的歌唱に及ぼす影響
"	理 学 部 助 教 授	塚 田 和 美	800	リーマン多様体の全測地的部分多様体
"	理 学 部 助 手	松 浦 悦 子	900	ショウジョウバエにおけるmtDNAのヘテロプラズミーの解析
"	家 政 学 部 教 務 員	鈴 木 恵 美 子	800	微量栄養素の生物効力に及ぼす食品添加物の影響
"	特 別 研 究 員 DC	高 野 貞 子	830	フランス ロマネスク時代のステンドグラス
"	特 別 研 究 員 DC	小 池 寿 子	850	西欧中世末期の美術における死の表現について — 東洋美術との比較を含めて —

諸 報

○海外渡航

所属・職名	氏 名	渡 航 先 国	渡 航 目 的	期 間	渡航種別
家政学部 助 教 授	篠 塚 英 子	カ ナ ダ	アジア・パシフィック・ビジネス・インスティートが主催する太平洋圏労働政策コンファレンスに参加するため	62.6.23～ 62.6.29	研 修
文教育学部 教 授	井 内 昇	アイルランド イ ギ リ ス	国際会議における研究発表及び地理学研究資料収集	62.6.20～ 62.7.2	”
文教育学部 教 授	宮 川 幸 久	ア メ リ カ イ ギ リ ス	現代英語の文法理論の研究および現実場面での言語行為成立条件に関する実証的研究（文部省長期在外研究員）	61.9.16～ 62.7.15	出 張
理 学 部 助 教 授	石 和 貞 男	レユニオン モーリシャス セーシェル	異種間浸透と多型細胞質性を示す南インド洋地域ショウジョウバエ群の学術調査（昭和62年度科学研究費補助金海外学術研究）	62.7.8～ 62.8.1	”
文教育学部 教 授	藤 永 保	韓 国	発達観についての韓日比較研究のための打合せ	62.7.30～ 62.8.3	研 修
理 学 部 助 教 授	松 本 勲 武	フ ラ ン ス イ ギ リ ス	第19回国際複合糖質シンポジウムにおける発表・研究討論および第9回インターレックでの招待講演のため	62.7.4～ 62.8.5	”

○研 修

名 称	実施期日	対 象 者	修 了 者	主 催
第14回関東地区係長 研修	昭和62年 6月11日 ～ 6月25日	原則として次の各号に該当する者で、人事院関東事務局長が受講を認めた者 ア国家公務員採用初級試験若しくは中級試験により採用された者又はこれらと同等と認められる者 イ係長又はこれと同等と認められる者 ウ年齢40歳未満の者 エ勤務成績が優秀な者	会計課 管財係長 西村光範	人事院 関東事務局
昭和62年度五大学事務系初任職員研修	昭和62年 6月22日 ～ 6月25日	原則として実施時期から過去1年間に、新規採用された事務系職員（行政職俸給表（一）の適用者）ただし、国鉄等職員に関する「実務研修生（非常勤）」（昭和62年2月26日付け文入任第58号文部省大臣官房人事課長通知）を含むものとする。	庶務課 一般係員 溝井明人 会計課 “ 菊池昌弘 “ “ 横山 宏 施設課 “ 湯沢瑞生 厚生課 “ 丸山彰英 附属学校部 “ 中村一吉 庶務課 実務研修生 千葉久雄	東京外国語大学 東京芸術大学 東京商船大学 東京水産大学 及びお茶の水 女子大学

名 称	実施期日	対 象 者	修 了 者	主 催
昭和62年度関東C地区国立学校事務電算化担当職員研修会	昭和62年 7月20日 ? 7月30日	関東C地区国立学校事務電算化初級コース職員研修修了者、又はこれと同程度の知識を有すると認められる者	会計課 一般職員 " " 松田 弘 岡崎芳雄	文部省及び 東京工業大学

○給与等に関する勧告について

人事院は昭和62年8月6日国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与等に関し次のように勧告した。

勧 告 (抄)

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与等に関する法律(昭和25年法律第95号)を改正することを勧告する。

1. 改定の内容

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

(ア) 略

(イ) 医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職にあるものに対する支給月額を43,500円とすること。

イ 住居手当について

借家・借間に係る手当は、月額11,000円を超える家賃を支払っている職員に対して支給することとし、その支給月額は、家賃と11,000円との差額が9,500円以下の者についてはその差額、その差額が9,500円を超える者についてはその超える額の2分の1の額を8,500円を限度として9,500円に加算した額とすること。

なお、これに伴い所要の経過措置を講ずること。

ウ 通勤手当について

(ア) 交通機関等利用者に対する運賃等相当額の全額支給の限度額を月額21,000円とするとともに、運賃等相当額が当該限度額を超えるときに加算することとされている2分の1加算の限度額を月額5,000円とすること。

(イ) 自転車等使用者に対する支給月額を、使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の場合は3,800円、片道10キロメートル以上の場合には5,000円(調整手当の支給されない地域又は官署に在勤し、通勤不便者として取り扱われる者においては、使用距離が、片道10キロメートル以上15キロメートル未満のときは6,000円、片道15キロメートル以上20キロメートル未満のときは8,100円、片道20キロメートル以上のときは10,400円)とすること。

なお、上記の(ア)及び(イ)の改定については、交通機関等と自転車等を併用する場合も同様とすること。

2. 改定の実施時期

この改定は、昭和62年4月1日から実施すること。

別記

行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	96,500	117,900	137,400	167,600	183,200	200,600	217,700	236,200	265,200	298,900	341,300
2	99,500	123,600	144,400	175,400	191,300	209,100	226,300	245,200	276,200	310,800	355,600
3	102,700	130,100	151,400	183,100	199,500	217,600	235,000	254,300	287,300	322,700	369,900
4	105,900	137,300	158,500	191,100	207,600	226,100	243,700	263,500	298,400	334,600	384,200
5	109,500	143,900	165,800	199,200	215,800	234,600	252,600	272,900	309,700	346,600	398,500
6	113,600	149,200	173,000	207,200	223,800	243,100	261,500	282,300	321,000	358,500	412,800
7	117,900	154,500	180,000	215,100	231,700	251,600	270,400	291,800	332,300	370,400	427,100
8	122,000	159,500	186,900	222,800	239,400	260,300	279,400	301,300	343,600	382,400	441,200
9	125,600	164,100	192,700	230,200	247,100	269,000	288,500	310,700	354,700	394,300	455,200
10	128,900	168,300	198,400	237,500	254,800	277,900	297,500	320,000	365,500	405,600	468,900
11	131,700	172,400	204,000	244,800	262,500	286,900	306,500	329,300	375,900	415,100	479,500
12	134,600	176,500	209,300	252,200	269,900	295,800	315,300	338,600	386,100	424,200	486,200
13	137,000	180,500	214,700	259,100	276,900	304,600	323,500	347,300	395,100	431,800	492,700
14	139,400	183,500	219,600	265,900	283,900	312,800	330,700	355,900	402,000	438,800	498,800
15	141,700	186,400	224,300	271,900	289,700	320,400	337,400	363,000	408,700	443,400	503,600
16	143,300	189,300	228,900	277,800	295,000	326,600	343,100	369,500	413,300		
17		192,100	233,200	282,200	299,800	332,400	348,200	373,900	417,800		
18		194,700	236,700	285,900	303,700	336,500	352,700	378,000	422,100		
19		196,700	240,000	289,600	307,400	340,400	356,700	382,000			
20			242,500	292,300	310,600	344,400	360,700	386,000			
21			245,100	295,000	313,600	348,200	364,600	389,800			
22			247,500	297,600	316,600	352,000	368,300				
23			249,900	300,200	319,600	355,800					
24			252,300	302,900	322,600	359,400					
25			254,700	305,400	325,500						
26			257,000	307,900	328,300						
27			259,200	310,400							
28			261,400	312,800							

□ 行政職俸給表(二)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	86,600	120,400	136,000	153,700	177,800	202,600
2	89,200	125,500	141,900	159,800	183,900	209,200
3	91,900	130,700	147,800	165,800	190,000	215,800
4	94,600	136,000	153,700	171,800	196,100	222,900
5	97,200	141,400	159,700	177,800	202,200	230,100
6	100,200	146,600	165,700	183,700	208,400	237,500
7	103,500	151,800	171,400	189,200	214,300	245,000
8	107,000	156,900	177,000	194,300	219,700	252,400
9	110,800	162,000	182,600	199,500	225,000	259,900
10	115,300	166,900	187,900	204,700	230,200	267,300
11	120,400	171,700	192,800	209,600	235,500	274,700
12	125,500	176,300	197,700	214,400	240,800	282,000
13	130,600	180,800	202,400	219,200	246,000	289,200
14	135,600	185,100	207,100	224,000	251,000	295,500
15	140,500	189,200	211,700	228,700	256,000	301,700
16	145,000	192,900	216,200	233,500	260,900	307,700
17	149,200	196,600	220,800	237,700	265,600	313,800
18	153,300	200,100	225,400	241,600	270,100	319,200
19	157,000	203,700	229,700	245,000	274,300	324,300
20	159,900	206,200	233,700	248,300	278,200	328,700
21	162,800	208,400	236,800	251,300	282,000	333,100
22	165,600	210,600	239,500	254,300	285,600	337,300
23	168,400	212,600	241,900	257,300	288,200	340,700
24	170,900	214,700	244,200	260,000	290,600	
25	173,100	216,700	246,400	262,600	293,000	
26	175,300	218,800	248,600	265,100		
27	177,400	220,800	250,700	267,500		
28	179,400	222,900	252,900	269,700		
29	181,300	224,800	255,100			
30	183,200	226,700	257,200			
31	185,000		259,200			
32	186,800					

教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	113,500	139,500	191,400	222,900	285,700
2	118,500	148,000	200,000	232,800	296,500
3	123,800	156,400	208,700	242,700	307,400
4	130,400	165,100	217,700	252,700	318,300
5	137,100	173,800	226,800	262,800	329,200
6	144,400	182,600	236,000	272,800	340,200
7	151,700	191,300	245,300	282,900	351,300
8	159,400	199,900	254,500	292,900	362,300
9	167,500	208,500	263,700	302,900	373,300
10	175,700	217,100	272,800	312,700	384,200
11	183,800	225,600	281,600	322,100	395,200
12	191,500	233,900	290,400	330,600	406,100
13	198,700	242,100	299,100	338,900	417,100
14	205,600	249,300	307,800	347,100	428,200
15	212,000	256,400	316,200	355,000	439,200
16	218,300	262,800	324,200	362,900	450,000
17	224,300	268,900	332,200	370,600	459,500
18	230,100	275,100	339,800	378,300	469,000
19	235,900	281,200	347,400	385,700	478,300
20	241,400	287,200	355,000	392,400	487,000
21	246,700	293,000	362,300	399,100	494,900
22	252,000	298,800	369,500	405,700	500,900
23	257,000	304,300	376,000	411,600	506,000
24	261,900	309,800	381,900	417,400	510,800
25	265,700	315,300	386,100	422,600	
26	269,500	319,800	389,600	426,300	
27	273,200	323,600	393,000	430,000	
28	276,700	326,900	396,300	433,500	
29	279,300	330,100	399,500		
30	281,900	333,300			
31	284,400	336,500			
32	286,900	339,600			
33	289,300	342,600			
34	291,700	345,600			

ロ 教育職俸給表(二)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	105,300	131,100	244,700	332,200
2	109,000	138,600	253,700	341,600
3	113,400	146,100	262,600	351,100
4	118,000	153,500	271,400	360,500
5	123,300	160,900	280,300	369,900
6	129,300	168,400	289,300	379,400
7	135,900	175,900	298,200	388,800
8	142,900	183,400	307,200	398,100
9	150,000	190,800	316,200	407,400
10	157,200	198,200	325,200	416,700
11	164,300	206,000	334,100	425,600
12	171,400	214,600	343,100	434,000
13	178,500	223,400	351,700	441,600
14	185,400	232,100	360,200	449,100
15	192,400	240,800	368,600	453,700
16	199,300	249,400	376,900	
17	206,200	258,000	385,300	
18	213,000	266,500	393,600	
19	219,800	275,000	401,900	
20	225,800	283,500	409,300	
21	231,800	292,000	416,500	
22	237,400	300,400	423,500	
23	242,900	308,900	430,300	
24	248,300	317,400	434,500	
25	253,600	325,100		
26	258,700	332,600		
27	263,700	339,900		
28	268,400	347,300		
29	273,000	354,600		
30	276,500	360,900		
31	279,900	367,000		
32	283,200	372,200		
33	286,200	376,700		
34	288,700	381,200		
35	291,000	385,700		
36	293,300	388,700		
37	295,600			
38	297,800			
39	300,000			

ハ 教育職俸給表(三)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	105,300	113,400	208,800	328,600
2	109,000	119,100	217,800	337,000
3	113,400	124,900	226,800	345,500
4	118,000	131,100	235,800	353,800
5	123,300	138,600	244,700	362,200
6	129,300	146,100	253,700	370,500
7	135,900	153,500	262,600	378,900
8	142,900	160,900	271,400	387,000
9	149,900	168,400	280,300	394,300
10	157,000	175,900	289,200	401,700
11	163,800	183,400	297,900	408,300
12	170,600	190,800	306,000	414,900
13	177,100	198,200	314,000	420,200
14	183,500	206,000	322,000	425,300
15	189,700	214,600	329,900	429,400
16	195,700	223,400	337,700	
17	201,700	232,100	345,300	
18	207,400	240,800	353,000	
19	213,100	249,400	360,600	
20	218,500	258,000	368,100	
21	223,600	266,500	375,000	
22	228,500	274,900	381,400	
23	233,100	283,300	387,100	
24	237,400	291,700	392,000	
25	240,900	299,400	396,000	
26	244,300	306,900	399,300	
27	247,300	314,300	402,400	
28	249,900	321,300	405,400	
29	252,500	328,000		
30	254,800	334,300		
31	257,000	340,500		
32	259,200	346,500		
33	261,300	351,900		
34		357,300		
35		362,000		
36		366,100		
37		370,000		
38		373,900		
39		376,500		

医療職俸給表

イ 略

ロ 医療職俸給表（二）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	99,600	121,900	154,800	177,000	209,100	245,200	274,800	334,100
2	102,900	127,400	162,100	184,700	217,800	254,300	286,100	346,200
3	106,500	134,000	169,500	192,400	226,600	263,500	297,500	358,500
4	111,000	140,600	176,900	200,200	235,400	272,900	308,900	370,900
5	115,500	147,300	184,500	208,100	244,200	282,300	320,300	383,300
6	120,400	153,900	192,100	216,100	253,100	291,800	331,700	395,700
7	125,900	160,600	199,800	224,200	261,900	301,300	343,100	408,000
8	132,300	167,300	207,500	232,200	270,600	310,700	354,400	420,300
9	138,700	174,100	215,400	240,000	279,400	320,000	365,500	432,400
10	144,600	180,700	223,200	247,800	288,400	329,300	375,900	444,500
11	149,700	187,300	230,700	255,500	297,200	338,600	386,100	451,800
12	154,900	193,100	238,000	263,100	305,700	347,300	395,100	458,200
13	159,800	198,800	245,200	270,600	313,800	355,900	402,000	464,300
14	164,200	204,500	252,400	277,800	321,400	363,000	408,700	470,000
15	168,500	210,000	259,400	285,000	327,600	369,500	415,400	475,400
16	172,600	215,300	266,200	290,900	333,800	373,900	419,800	479,900
17	176,700	220,300	272,600	296,200	339,200	378,000	424,100	
18	180,700	225,000	278,800	301,500	344,100	382,000		
19	183,700	229,600	283,500	305,400	348,100	386,000		
20	186,600	233,900	287,500	309,200	352,000	389,800		
21	189,300	237,200	291,300	312,700	355,800			
22	191,400	239,800	294,200	316,100	359,600			
23	193,400	242,200	296,800	319,100	363,200			
24		244,500	299,400	321,900				
25		246,800	302,000	324,700				
26		249,000	304,500					
27			306,900					
28			309,300					

ハ 医療職俸給表(三)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	104,400	120,000	160,800	180,700	209,600	240,300
2	108,200	125,600	167,100	187,600	217,200	248,700
3	112,200	131,100	173,900	194,400	224,800	257,300
4	116,100	137,100	180,600	201,300	232,400	266,200
5	120,000	143,000	187,400	208,100	239,900	275,300
6	125,600	148,900	194,100	215,100	247,200	284,400
7	131,000	154,800	200,800	222,000	254,500	293,500
8	136,900	160,600	207,400	229,000	261,800	302,700
9	142,800	166,400	214,100	235,900	268,900	311,800
10	148,500	172,200	220,700	242,700	276,000	320,900
11	154,200	178,000	227,300	249,500	283,100	330,000
12	159,700	183,700	233,900	256,200	290,300	338,900
13	165,100	189,300	240,400	262,900	297,500	347,800
14	170,400	194,700	247,000	269,500	304,600	356,300
15	175,600	200,100	253,600	276,100	311,800	364,700
16	180,700	205,500	260,000	282,500	318,900	372,400
17	185,700	210,800	266,300	289,000	325,700	380,100
18	190,600	215,900	272,500	295,300	331,700	387,100
19	195,400	221,000	278,600	301,600	336,400	393,400
20	200,100	226,100	284,600	307,000	340,700	397,500
21	204,700	231,200	290,600	312,100	345,100	401,400
22	209,100	236,100	296,300	317,000	348,600	405,100
23	213,400	241,100	301,000	320,700	352,000	
24	217,200	246,100	305,400	324,300	354,700	
25	220,800	251,100	309,700	327,600		
26	224,100	256,000	313,000	330,500		
27	227,300	260,400	316,200	333,300		
28	230,300	264,500	318,900	335,900		
29	232,800	268,500	321,500			
30	235,200	271,100	324,100			
31	237,600	273,600	326,600			
32	239,800	276,100				
33	242,000	278,500				
34		280,900				

指定職俸給表

号	俸	俸 給 月 額
		円
1		4 6 8,0 0 0
2		5 1 6,0 0 0
3		5 7 5,0 0 0
4		6 3 6,0 0 0
5		6 8 5,0 0 0
6		7 3 7,0 0 0
7		8 0 1,0 0 0
8		8 6 4,0 0 0
9		9 2 6,0 0 0
10		9 8 5,0 0 0
11		1,0 4 3,0 0 0
12		1,0 6 5,0 0 0

別記備考

- 1 各俸給表の備考は、現行どおりとする。
- 2 改定後の俸給表適用の日における職員の職務の級及び号俸は、その適用の日の前日における職務の級及び号俸と同一とする。

給与勧告についての説明

昭和62年8月6日

人事院

人事院の給与勧告の対象となる職員は、「一般職の職員の給与等に関する法律」の適用を受けるいわゆる非現業の国家公務員約50万人であり、国民の福祉の向上、国家の発展を支えるため、全国各地において誠実にその職務を遂行している。これら職員の給与は労働基本権を制約されていることに対する代償措置として、人事院の行う勧告に基づいて決定することとされており、この勧告は、職員にとってほとんど唯一の給与改善の機会となっている。人事院は法の定める情勢適応の原則に基づき、毎年精密な調査を行い、職員の給与を民間の給与に均衡させるため、勧告を行ってきている。

本年は、企業経営をめぐる環境が一段と厳しくなっている状況が見られるため、賃金改定の状況はもとより、経営合理化の実態等についても詳細な調査を行い、また、従来にもまして国民各層との意見交換に努めるなど、様々な観点からの検討を行った。民間企業における賃金改定の状況を見ると、一部に改定を見送った企業があるものの、大部分の企業においては低率であっても例年どおり賃金の改定が行われていることが確認された。人事院としては、このような民間賃金の動向を踏まえ、四現業の国家公務員についての仲裁裁定の取扱い、各界の意見、第一線管理者を含む各省当局及び職員の切実な期待等をも勘案し、職員について所要の給与改定を行うことが必要であると認めた。

1. 官民給与の較差

職員の給与と民間給与との正確な比較を行うため、人事院は例年とおりに職員の全員について給与等の実態調査を実施するとともに、企業規模100人以上・事業所規模50人以上の全国約4万の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した約7,700の民間事業所について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査した。この調査結果に基づき、公務においては行政職（事務・技術職、技能・労務職）、民間においてはこれに相当する職種の職務に従事する者について、職務の種類別に、役職段階、学歴、年齢等給与を決

定する条件が同等と認められる者同士の給与を精密に比較したところ、官民給与の較差は次のとおりとなった。

官民給与の較差 3,985円 (1.47%)

2. 給与改定の内容

(1) 改善の内訳

俸給	3,414円 (1.26%)
諸手当	374円 (0.14%)
その他	197円 (0.07%)
計	3,985円 (1.47%)

(2) 俸給表の改定 略

(3) 諸手当

諸手当については、民間における支給状況等を考慮して、次のとおり改めることとした。

ア 通勤手当 略

イ 住居手当

借家・借間居住者に対する住居手当について、本年6月、公務員宿舎の使用料が引き上げられたこととの均衡を考慮して、1ヵ月当たり11,000円（現行9,000円）を超える家賃を支払っている職員に対して支給することに改め、支給月額を、民間における支給額の状況等を考慮して、家賃と11,000円（基礎控除額）との差額が9,500円（現行7,500円）に達するまではその差額とし、その差額が9,500円を超えるときはその超える額の2分の1の額を8,500円（現行7,500円）を限度として9,500円に加算した額とすることとした。

なお、基礎控除額の改定により手当が支給されなくなる者及び支給額が従来の額を下回る者となる者については、昭和63年3月31日までの間、経過措置を講ずることとした。

(参考)

	改定	現行
基礎控除額	11,000円	9,000円
金額支給限度額 (対応家賃額)	9,500円 (20,500円)	7,500円 (16,500円)
2分の1加算限度額	8,500円	7,500円
最高支給限度額 (対応家賃額)	18,000円 (37,500円)	15,000円 (31,500円)

ウ 初任給調整手当 略

エ 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当については、現行のままとした。

(4) 実施時期 昭和62年4月1日

3. 職員の給与をめぐる諸情勢

給与改善の勧告に際し、人事院が報告において特に指摘した点は以下のとおりである。

(1) 民間企業の状況

本年は、賃金の改定状況のほか、経営の合理化、雇用調整等の実態についても調査を行った。これによると、現在の厳しい情勢下において、多くの企業が経費の節減、機械化の促進、営業活動の強化といった多様な経営努力を行っており、企業によっては、配置転換、出向、残業の規制あるいは採用の停止といった措置を講じているところも認められたが、解雇、一時休業等の措置を講じている企業は極めて少ないことが明らかとなった。賃金についての対応をみると、一部に改定を見送った企業、あるいは定期昇給のみ実施した企業などが認められたが、大部分の企業においては低率ではあるものの例年どおり賃金の改定が行われていることが確認された。なお、賃金カット等の厳しい措置を講じている企業は少なかった。

(2) 各界の意見

人事院は、従来から国民各層との意見交換を行ってきたが、本年は、民間との対比において公務員給与のあり方等について様々な意見が提起されたこともあり、意見交換の場を地方都市にも広げ、中小企業を含む民間企業の経営者、学識経験者をはじめ広く国民各層との意見交換を行った。

表明された意見をみると、職務能率、行政サービス、人員配置の現況等について批判的なものがあり、また、国民に対し公務員の勤務の状況、さらには公務員の処遇の現状等について正確な理解を求めるための努力が不足している旨の指摘もあった。他方、人件費を総額で抑制する必要はあるが、公正かつ能率的な行政の運営にとって、公務員の勤務条件を適切に維持することが必要であり、そのためには官民の給与に較差があれば毎年それを解消していくことが重要であるとする意見が

多く、また、公務員給与の及ぼす影響に着目し、内需拡大の面からもなおざりにできないとする意見がみられた。

(3) 公務能率及び人事行政の改善

民間企業の経営努力等については前記のとおりであり、厳しい経済環境の下、その対応は企業の実態に応じ広範、多岐にわたっており、また、その努力には極めて厳しいものがある。

公務部門においても、従来から、事務、事業の見直し、定員の計画的削減、経費の節減などの努力が行われてきているが、今後とも行政の置かれている現状を的確に認識し、なお一層公務運営の適性を図り、能率の増進、サービスの向上等に努める必要があると考える。

行政が内外の情勢の変化に即応し、機動的かつ適切に対応するためには、これを担う職員についての人事行政についても常に適切な改善を図っていく必要があるが、人事院としては、民間における対応の状況等を参考とし、各方面の意見にも真剣に耳を傾けつつ、一層の努力を行い、国民の期待にこたえていく所存である。

○ 4週6休制について

勧 告

次のように4週6休制を実施するため、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和25年法律第95号）を改正することを勧告する。

1. 毎4週間につき各庁の長が職員ごとに指定する
 - 2の土曜日（交替制勤務職員等にあつては、4時間の勤務時間が割り振られている日）の勤務時間は、当分の間、勤務を要しない時間とすること。

なお、新規採用職員等の勤務を要しない時間の指定は、別に人事院規則で定めるところによるものとする。
 2. 職務の特殊性又は官庁の特殊の必要により、1により難い職員については、各庁の長は、別に勤務を要しない時間を指定することができるものとする。
 3. 勤務1時間当たりの給与額は、1又は2による短縮後の勤務時間に基づき算出するものとする。
- この改定は、すみやかに実施することとされたい。

週休2日制勧告についての説明

昭和62年8月6日

人事院

人事院は、国家公務員法及び一般職の職員の給与等に関する法律の規定に基づき、職員の週休2日制について、国会及び内閣に報告し、併せて4週6休制の実施のための勧告を行った。報告では、4週6休制実施に関する事項のほか、閉庁方式や公務員の週休2日制的これからの方向には言及している。

職員の週休2日制については、社会一般の情勢に適応させることを基本としているが、民間における週休2日制、労働時間の現状、4週6休制の試行状況その他諸情勢を考慮すると、この際、職員の週休2日制をいわゆる4週5休制から4週6休制へ移行させることが適当であると認めた。

[4週6休制の内容]

- ① 4週6休制の態様は、4週間につき2の土曜日を日曜日に加えて休みとする方式を基本としながら、必要に応じ、52週間の範囲内の弾力的な運用や指定変更ができるものとする。
- ② 当面は、職員が交替で休み方式による4週6休制（いわゆる閉庁方式）を予定したものとするが、閉庁方式が可能となれば、運用方法の改定等により対応し得る。
- ③ この4週6休制の実施によって、一般の職員の週所定勤務時間（平均）は42時間に短縮されることとなるため、勤務1時間当たりの給与単価の算出に当たっては、短縮後の勤務時間を基礎とする。
- ④ この4週6休制は、現在実施されている4週6休制の試行に引き続き速やかに実施する。

1. 公務員の週休2日制をめぐる状況

- (1) 急速な技術革新、高齢化、国際化の進展を背景に、経済発展に見合う豊かな勤労者生活の実現、内需主導型の経済成長や国際協調が求められる中で、労働時間短縮・週休2日制に関し、政策目標が掲げられ、その推進が図られている。
- (2) 公務における週休2日制の在り方について、学

識経験者をはじめ広く各界の意見を聴取したところ、職員の福祉や人材の確保の観点、国際的水準の労働条件の実現、生活様式・価値観の変化への対応、民間への波及効果の観点等から国家公務員の週休2日制を積極的に推進すべきとする意見が大勢であった。一方、その実施に当たっては行政サービスへの配慮、公務効率の向上を条件とするものも少なくなかった。

2. 民間の週休制度及び労働時間の現状等

- (1) 「昭和62年職種別民間給与実態調査」（企業規模100人以上、事業所規模50人以上の民間事業所を対象）によれば、何らかの形で週休2日制を実施している事業所の割合は77.1%（昨年76.0%）、隔週又は月2回以上の週休2日制を実施している事業所の割合は62.8%（昨年59.1%）と、いずれも前年に比べて増加しており、特に完全週休2日制（14.0%→17.6%）や月3回（5.7%→6.7%）など休日数の多い態様への移行が進んでいる。

- (2) 民間事業所における週所定労働時間は平均42時間09分（週休2日制実施事業所平均41時間07分）、年間休日数の平均は91.9日（週休2日制実施事業所平均98.3日）となっている。

国家公務員の場合、4週5休制では、一般の職員の週所定勤務時間（平均）は43時間、年間休日数は82日である。

- (3) なお、諸外国の国家公務員の週休制について40か国の調査を行った結果、完全週休2日制を実施しているのは31か国であり、このうち、1960年代には既に19か国が実施している。また、40か国平均の週所定勤務時間は38時間29分（完全週休2日制実施国平均は37時間56分）である。

3. 4週6休制の試行状況

- (1) 本年5月16日現在、4週6休制の試行に参加している職員は約45万1千人（全職員の約89%）であり、公務運営、国民生活等に特段の支障を及ぼすことなく全体としておおむね順調に実施されてきている。なお、試行に参加していない職員は、国立病院・療養所等に勤務する職員等、約5万3千人（全職員の約11%）であるが、試行に入るための検討が続けられている。
- (2) 試行は、4週間につき2の土曜日を日曜日に加えて休み方式を基本形態として実施しており、試

行参加職員の約82%、約36万9千人がこのよう
な方式によっている。一方、守衛、海上保安官
等の交替制勤務職員、税務署等の窓口部門職員、
教育職員など、職務の特殊性、官庁の特殊の必
要等により基本形での試行の実施が困難である
職員約8万2千人(約18%)については、4週
間を超える期間を単位として、又は土曜日以外
の勤務日において、土曜日の勤務時間に相当す
る時間数を休む形態によっている。

- (3) 各省庁は、各部門の業務等の実情に応じ、土曜日の業務処理方法の簡素化・省力化、人員配置の変更、応援体制の確立等の措置を講じている。例えば、窓口部門では、窓口への職員の集中配置、外来診療についての予約制の導入、関係者への協力依頼等、少人数官署では、他の官署からの計画的な応援体制の導入、交替制部門では、職員の勤務時間の割振りの変更等が行われている。
- (4) 試行については、休日増による疲労回復、ストレス解消、勤務意欲の向上等の効果が認められた。

4. 土曜閉庁方式への対応

(1) 土曜閉庁については、基本的には行政サービスの在り方の問題であるが、職員の週休2日制の将来展望、勤務条件としてより望ましい週休2日制の実現の観点からは、土曜日を官庁の休日とすることにより全職員を一斉に休みとする方式(いわゆる閉庁方式)の導入が望ましいと認められる。

- (2) 各省庁には現在土曜日の業務処理のため変則的な形態で実施している窓口部門・少人数職種等の職員が基本的な形態で実施できること等の理由により、いわゆる閉庁方式の導入が望ましいとする意見が多い。

なお、本年の調査によれば民間における週休2日制の実施事業所のうち67.7%が閉店(一部閉店を含む。)の方法によっている。

- (3) 土曜閉庁方式の導入については、官庁を土曜日休日とすることの国民生活における意義・影響に留意しながら、政府において関係諸機関との連携の下に、多角的な視点からの検討を早急に進められることを要請している。本院としても、この問題についての政府の方針に沿って、4週6休制の運用方法の改定その他所要の措置を講じることとしたいと考えている。

5. 公務員の勤務時間短縮・週休2日制のこれからの方向

- (1) 公務部門における週休2日制推進の意義及び週休2日制をめぐる社会経済情勢の動向等を踏まえ、公務における週休2日制の在り方を展望すると、4週6休制は、完全週休2日制へ向かう経過的な形態であり、今後、公務部内においても完全週休2日制を目標に掲げ、具体的な課題として取り組む必要があると考える。
- (2) 公務においても近い将来において完全週休2日制の実現を可能とするため、民間企業における生産性向上のための様々な努力に見合う、機械化による事務効率化も含めた事務処理方法の改善、行政事務の簡素化等による公務能率の向上、閉庁の早期実現その他必要な措置の検討など、計画的に条件整備を進め、併せて国民の理解を得る努力が必要である。
- (3) 年間総実勤務時間の短縮の観点からは、所定勤務時間の短縮に併せて業務処理の効率化等による超過勤務時間の短縮が必要であり、さらに、年次休暇の使用を促進するなどして実効を上げることが重要である。また、職員の健康と福祉の観点からも、特に、長時間の超過勤務の縮減に努める必要がある。
- (4) 労働基準法改正の動きその他我が国における労働時間短縮・週休2日制の今後の進展方向を見極めつつ、経済社会や生活構造の変化に対応し、公務における勤務実態に応じた新たな勤務時間、休暇等の在り方を幅広く検討していく必要がある。

給与及び週休2日制の勧告にあたって

人事院総裁談話(昭和62年8月6日)

- 1. 本日、人事院は、国会と内閣に対して、公務員の給与を本年4月から1.47%改定するように、また、公務員の週休2日制について4週6休制を速やかに実施するように勧告いたしました。人事院の勧告は、公務員が労働基本権の制約を受け、自らの勤務条件の決定に直接参加できる立場にないことの代償措置として行われるものであります。
- 2. 公務員の給与については、人事院は民間に準拠することが最も適当であると考え、従来から民間賃金と均衡させることを基本として勧告を行ってきておりますが、本年は、経済環境を反映し、企業経営

に一段と厳しさが見られたことから、民間賃金の精密な調査はもとより、経営の合理化、雇用調整等民間企業の対応振りについても詳細に調査いたしました。

さらに、公務員の勤務条件については、国民の理解と納得を得ることが重要でありますので、本年は中小企業を含む民間企業の経営者、学識経験者その他国民各層との意見交換に従来にもまして力を注ぎました。

3. 民間企業においては厳しい状況の下、多様な経営上の努力が行われておりますが、大部分の企業においては、低率とはいえ例年どおり賃金の改定が行われていることが認められました。

また、中央、地方を通ずる国民各層との意見交換の場で表明された意見には、勤務能率、行政サービス等の現状について行政に対する厳しい注文がある一方で、職員の処遇を適切に維持することの重要性を指摘するものが多くありました。

4. 昨年は、関係者の努力により公務員給与が勧告どおり改定され、これにより職員の勤務意欲や労使関係に好ましい影響がもたらされたと認められます。

人事院は、このような諸々の事情、現業職員の給与改定との均衡、公務員の生活等を総合的に勘案した結果、低率ではありますが本年も従前どおり官民給与の較差に見合った給与の改定を行うことが必要であると認めました。

5. 本年は、民間の週休2日制・労働時間の現状、公務員の4週6休制の試行状況その他の諸情勢を踏まえ、4週6休制の本格実施を勧告いたしました。

4週6休制の実施に当たっては、各職場において、業務処理方法の改善、事務の合理化等により、一層公務能率の向上に努め、国民生活への支障が生じないよう十分配慮する必要があると考えます。

なお、公務員の週休2日制については、今後も関係諸機関と協力しつつ、完全週休2日制に向けて新たな歩を進めたいと考えております。

6. 今日、我が国はめざましい発展を遂げ、社会経済情勢が変化する中で、行政の果たすべき役割はますます重要度を増してきております。

このような行政を支えているのは、全国各地で誠実にその任務に当たっている公務員であって、これら公務員に対して適正な処遇をすることは、士気の

高揚を促し、より円滑な行政の運営に資することになると考えます。

国会及び内閣におかれては、以上申し述べた趣旨を御理解いただき、速やかに勧告どおり実施されるよう要請いたします。

7. 国民各位におかれては、人事院が行う勧告の意義と公務員を適正に処遇することの必要性はもとより、本年の勧告が、民間の実情を詳細に調査し、国民各層からの意見をも十分考慮して得られた結論であることについて深い御理解をいただきたいと思います。
8. 公務員諸君においては、民間企業を取り巻く環境が極めて厳しい中で本年の勧告がなされたことに思いを致し、厳正な規律の下、積極的に職務に取り組み、一層行政サービスの向上と業務の効率化に務め、国民の期待にこたえるよう要望します。

○海外渡航事務の取扱いの改正について

このことについて、昭和62年6月8日付け文人審第119号で文部事務次官より通知がありました。主な改正内容は次のとおりです。

海外渡航事務手続の簡素化を図るため、①一般教員の三ヶ月以内の外国出張は機関の長の承認とする②一般教員や事務官の私事渡航は機関の長限りで処理する③海外渡航調書の文部大臣への提出は承認後速やかに行うこととする等となっております。

なお、詳細については庶務課職員係（内線210）にお問い合わせください。

○物品の定期検査について

昭和62年度物品定期検査を下記期間内に実施しますので、各部局の供用官は、関係帳簿等の整理を行い、検査への協力をお願いします。

記

昭和62年8月24日～昭和63年1月29日

○昭和62年度職員福利厚生事業について

今年度の職員福利厚生事業が昭和62年7月10日のレクリエーション運営委員会で、下記のとおり決定されましたので、お知らせします。なお、実施に当たってはその都度通知します。

記

レクリエーション

実施内容	実施人数	実施場所
映画鑑賞	120人	都内近郊映画館
観劇	50人	明治座
演芸観賞(落語等)	50人	上野鈴木演芸場
ボウリング大会	45人	都内ボウリング場
硬式庭球大会	36人	高校テニスコート
軟式庭球大会	36人	大学テニスコート
ソフトボール大会	120人	大学グラウンド
卓球大会	40人	大学体育館
第3回職員文化祭		文教育学部第一会議室

健康管理

実施時期	実施内容	対象者	実施場所
9、3月	特別定期健康診断	自動車運転手	保健管理センター
10、12月	一般定期健康診断	全職員*	〃
11月	肝機能検査	40才以上の常勤職員*	〃
	胃の検査(一次)	同上	保健管理センター前医療機関所有集団検診車
	遠隔地勤務者健康診断	志賀及び館山に勤務する職員	長野県中野保健所 千葉県館山保健所

(注) *印は人間ドック受診者を除く。

○職員の住所等変更

日誌 (62.6.16~62.8.15)

- 6月16日(火) 国立大学協会総会(16日・17日於国立教育会館)
- 17日(水) 発明委員会、日本育英会学部1年生奨学生選考会、公開講座委員会、附属幼稚園教育実習開始
- 18日(木) 国立大学学長会議(於学士会館)、

- 19日(金) 国立大学協会事務連絡会議(於国立教育会館)
- 20日(土) 大山寮祭(紫陽祭)(20日・21日)
- 22日(月) 五大学事務系初任者研修(22日~25日於東京商船大学)
- 24日(水) 予算委員会、附属学校教育研究委員会
- 25日(木) 草津セミナーハウス運営協議会(25日・26日於草津セミナーハウス)、昭和62年度国立大学入試課長・入学主幹連絡協議会(於番町グリーンパレス)、電子計算機室運営委員会、附属小学校帰国子女教育学級検定・同合格発表
- 26日(金) 生活環境研究センター運営委員会
- 27日(土) 附属小学校教育実習終了
- 30日(火) 部局長会議、第21回東京地区国立大学厚生補導職員研修会(30日~7月3日於青梅市)、附属幼稚園教育実習終了
- 7月1日(水) 各学部教授会、各研究科委員会、第2次学生定期健康診断、附属学校委員会、第34回国立大学図書館協議会総会(1日・2日於草津白根)
- 2日(木) 一般教育委員会、附属中学校教育実習開始
- 3日(金) 機種選定委員会、学生委員会、女性文化研究センター運営委員会
- 4日(土) 附属高等学校教育実習開始
- 7日(火) 入試委員会、第27回関東甲信越地区国立大学厚生補導職員研修会(7日~10日於谷田部町)
- 8日(水) 大学院人間文化研究科会議、留学生交流研究協議会(8日~9日於松本市)、附属学校委員会
- 10日(金) レクリエーション運営委員会、附属幼稚園終業式
- 11日(土) 昭和63年度国立学校特別会計概算要求説明(11日・13日於文部省)、新入生セミナー(11日~13日於八王子セミナー)、補講日(11日~17日)
- 14日(火) 部局長会議、昭和62年度大学入学者

- 選抜・教務関係事項連絡協議会（於
イイノホール）
- 15日（水） 評議会、昭和63年度概算要求（厚生
補導関係）説明（於文部省）、生活
環境研究センター運営委員会、附属
学校長連絡会
- 16日（木） 附属中学校教育実習終了
- 17日（金） 学生・学寮・学生会館運営委員会、
附属図書館運営委員会
- 18日（土） 夏期休業（18日～9月8日）、附属
中学校終業式、附属高等学校教育実
習終了
- 19日（日） 文部省共済組合福祉共同事業卓球大
会（於本学）
- 20日（月） 附属小学校・高等学校終業式
- 21日（火） 池田摩耶子記念奨学基金審査委員会
- 8月1日（土） 求人票公開、文部省共済組合福祉共
同事業軟式庭球大会（於東京大学）